

会長 開会挨拶

会長 ただいまから、第二十九回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の日程は、農地転用届出の確認について、農地法第四条を一件、農地法第五条を三件、お願いいたします。それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、3番関谷委員、4番岡本委員にお願いをいたします。これより日程第一、報告第五十九号から日程第四、報告第六十二号を上程いたしますが、上程することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議なしとの事で日程第一、報告第五十九号から日程第四、報告第六十二号を上程いたします。事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、日程第一、報告第五十九号から日程第四、報告第六十二号を確認いたしました。

会長 次に、農地利用、農業経営につきましては、特に議題がございませんので、その他に移ります。本日はその他の案件が、「農地法第三条の三第一項の規定による届出書」六件と「農地法第十八条第六項の規定による通知書」の確認、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」についての四件ございます。事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員 備考欄に記載してある、二つの筆の「合計面積」の内の一部が農地というのはどういうことでしょうか。

事務局 次回までに面積等詳細を確認し、御説明します。

会長 その他、御質問はありませんか。

会長 それでは、農業委員会として五件については受理通知書を発行いたします。一件は面積等詳細について確認した後、受理通知書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長 次に、「農地法第十八条第六項の規定による通知書」について事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、農業委員会として確認いたしました。

会長 次に、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について事務局より別紙について説明願います。

事務局 別紙について説明

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

委員一同 主たる従事者の死亡から証明願の発行まで時間があっていますが、問題は無いのでしょうか。

事務局 法的には問題ないことを確認しています。

会長 他に質問はありませんか。

委員一同 質問なし

会長 それでは、農業委員会として証明書を発行いたします。事務局は速やかに手続きください。

会長 それでは、次回農業委員会日程について議題といたします。

日程協議 平成二十五年十二月十九日（木）午後三時から開催予定。場所は商工会館三〇一会議室です。

以上で第二十九回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。